

四日市市選管告示第 3 2 号

令和 7 年 9 月 7 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を開く時刻を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項で読み替えて準用する同法第 4 0 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

四日市市選挙管理委員会

委員長 毛利 彰男

期日前投票所	場 所	期日前投票所を開く時刻
商業施設	四日市市安島一丁目 3 番 3 1 号	午前 1 0 時 0 0 分
期日前投票所	トナリエ四日市 4 階わくわく・ふれあい広場	

（選挙管理委員会事務局）